

## 鉄道運輸規程の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

旅客の鉄道車内への危険物等の持込みについては、鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号。以下「規程」という。）第23条において禁止されている。

また、鉄道営業法（明治33年法律第65号。以下「法」という。）第6条では、旅客が同条も含めた法令等を遵守しない場合には鉄道事業者に運送を拒絶することが認められているほか、危険物等の持込み等は法第42条及び規程第24条における旅客又は公衆の車外や鉄道地外への退去強制の対象ともなり得るところである。

一方、当該措置を講じるにあたっての前提としての手荷物等の点検は、法及び規程のいずれにも定めがなく、各鉄道事業者の運送約款や施設管理権に基づいて行われることとなる。しかし、

- ・ 鉄道におけるセキュリティ対策の一層の向上が求められていること
- ・ 不審者（物）検知技術等鉄道セキュリティに関する技術・手法の進展等に伴い、手荷物等の点検の対象として選定すべき者をより合理的に特定することが可能になってきていること
- ・ 上記を踏まえ、今後の大規模イベント等においては、一定の検知手法を用いて対象者を特定して手荷物等の点検を行うことも考えられること

等の鉄道をとりまく状況の変化に鑑みると、今後とも安全・安心な鉄道輸送を確保していくためには、手荷物等の点検に係る規定を法令に位置づけ、各鉄道事業者において、状況に応じて必要な点検が適切に実施される環境を整備することが望ましい。

このため、今般、法第2条に基づく規程において、手荷物等の点検に係る権限を明確化することとする。

### 2. 概要

規程において、新たに以下の規定を設ける。

- 法令で禁止する物品の車内への持込みを防ぐことなど、車内及び鉄道地内における秩序を維持することを目的として、旅客及び鉄道地内の公衆一般を対象として手荷物等の点検を行うことができるものとする（旅客又は公衆の立会いを前提）。
- 当該点検の実効性を担保するため、点検（点検実施のための協力を含む。）を拒否した場合には、客車又は鉄道地内からの退去を求めることができるものとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布	令和3年6月1日
施行	令和3年7月1日